

令和7年度塩竈市月見ヶ丘霊園 墓地貸出しのご案内

塩竈市月見ヶ丘霊園の墓地貸出を下記のとおり行います。

原則として、貸出決定後のキャンセルや変更はできませんので、お申し込みにあたりましては、ご家族の方などによく、ご相談いただき、申込資格等をよくご確認の上、お申し込みください。

なお、お申込いただいた区画に複数の申込者がいる場合は、抽選により貸出の決定を行います。

記

1. 申込受付期間 令和7年7月1日(木)～7月31日(木)
及び時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）
2. 申込受付場所 塩竈市役所 1階 市民課市民総務係(塩竈市旭町1番1号)
※郵送の場合は、令和7年7月31日(木)必着
3. 貸出区画 20区画（詳細については、別添の案内図をご参照ください。）
及び使用料等

区画面積	貸出区画数	使用料(1区画)
1. 43㎡(1.1m×1.3m)	5区画	135,850円
2. 52㎡(1.4m×1.8m)	3区画	239,400円
2. 70㎡(1.5m×1.8m)	2区画	256,500円
3. 51㎡(1.3m×2.7m)	6区画	333,450円
4. 59㎡(1.7m×2.7m)	4区画	436,050円

＊使用料は、貸出決定後に一括納入していただきます。

＊墓地が不要となった場合にも納入された使用料は、返還されませんのでご了承ください。

＊使用料のほか、通路等の共用部分の清掃等費用として、1区画4,710円の清掃料を毎年納入していただきます。（使用許可証交付時に納付書を配布します。次年度以降は、郵送にて送付します。）

《 問い合わせ先 》 塩竈市旭町1番1号
塩竈市市民生活部市民課市民総務係
電話 355-6486

■申し込みについて

(1)申込資格

- ① 申込時点で塩竈市に住所(住民登録)を有する方

(2)必要書類等

- ① 令和7年度塩竈市月見ヶ丘霊園墓地申込書
- ② 申込者の本籍地記載の住民票 1通(住民票確認を市民課に一任する場合は不要)
※発行年月日が申込日より3ヶ月以内のもの。

(3)注意事項

- ・ 「令和7年度塩竈市月見ヶ丘霊園墓地申込書」は、記入例に従ってご記入ください。
- ・ 希望する区画については、申込後の変更はできませんので、現地確認の上よくご検討いただきお申し込みください。
- ・ 申込状況は、市民課市民総務係窓口において常に公開します。
- ・ お申し込みはお一人様1件までです。
- ・ 申込書に虚偽の記載が判明した場合は、申込みは無効といたします。
- ・ お申込みいただいた区画に他の申込者がいない場合は、8月上旬頃に月見ヶ丘霊園使用決定通知書を郵送いたします。
- ・ お申込みいただいた区画に複数の申込者がいる場合は、抽選により貸出の決定を行います。(対象者には、8月上旬頃に貸出抽選会のご案内を郵送いたしますので、日時等をご確認の上、ご出席ください。なお、抽選会に参加されない場合は、辞退したものとみなします。)

■貸出抽選会について

(1)日時及び会場(予定)

【日時】令和7年8月7日(木) 午前10時00分から(受付開始 午前9時15分)

【会場】塩竈市役所本庁舎 2階会議室 (塩竈市旭町1番1号)

(2)持参するもの

- ① 令和7年度塩竈市月見ヶ丘霊園墓地貸出抽選会のご案内
- ② 参加者の身分証明書(運転免許証・健康保険証など)
- ③ 筆記用具

(3)注意事項

- ・ 欠席または受付時間までにお越しいただけない場合は、辞退したものとみなします。
- ・ 貸出抽選会には、申込者または申込書に附属された委任状に記載の代理人がご参加ください。
- ・ 厳正に抽選を行いますので、会場内では担当者の指示に従うようお願いします。
- ・ 申込状況により、抽選が長時間にわたる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(4)抽選方法

【一次抽選】(申込区画ごとに行います)

- ① 申込受付順に、「本抽選でくじを引く順番を決めるための予備抽選」を行います。
- ② ①で決定した順に従い「当選者を決めるための本抽選」を行います。
※くじの先端に「1」と記されたくじを引いた方が当選者となります。

【二次抽選】(一次抽選の落選者のうち希望者に対し行います。)

※受付期間中に申込がなかった区画を対象に行うため、申込状況によって、実施しない場合があります。

二次抽選では、まず、希望する区画を選択する順番を決定し、次に、選択順位に従い、空いている区画から貸出区画を選んでいただきます。

※二次抽選では同一区画への複数の申込は行わないものとします。

空いている区画に希望する貸出区画がない場合は、二次抽選の区画における辞退者等が出た場合の繰上当選の希望の有無を確認し、希望する場合は、繰上当選候補者いたします。

- ① 申込受付順に、「二次抽選の選択希望順を決めるためのくじを引く順番を決めるための予備抽選」を行います。
- ② ①で決定した順に従い「二次抽選の選択希望順を決めるための本抽選」を行います。
※くじの先端に記された数が小さい方から希望の区画を選択します。

辞退者等が出た場合には繰上当選順位の高い方から順に市民課からご連絡いたします。連絡がない場合は、令和7年9月19日(金)をもって貸出終了となります。

■使用許可申請の手続き(月見ヶ丘霊園使用決定通知を受けた方)

次のとおり使用許可申請を行ってください。

(1)受付期間及び場所

【受付期間】 令和7年8月12日(火) ～ 9月5日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

【場 所】 塩竈市役所 1階 市民課市民総務係

塩竈市旭町1番1号 電話022-355-6486

※窓口にご来庁の上、お手続きをお願いいたします。

(2)必要書類

- ① 月見ヶ丘霊園使用決定通知書
- ② 使用許可申請書
- ③ 住民票1通(本籍地記載のもの。申込時に提出している方は不要です。)
- ④ 使用料納入通知書兼領収書

(3)注意事項

- 次の場合は、貸出当選を取り消す場合があります。
- ・ 受付期間中に必要書類の提出及び使用料の納入がなかったとき。
 - ・ 申込書等に虚偽の記載があったとき。

■その他

(1)墓地の返還について

墓地が不要になった時は、その区画を貸出時の状態(墓碑等の構造物を取り除いた更地)に戻してから返還してください。なお、その場合、納入された使用料は返還されませんのでご了承願います。

(2)各種届出について(次の場合、月見ヶ丘霊園使用許可証を持参し、必ず市民生活部市民課市民総務係まで届出をしてください。)

- ・ 使用者が住所、氏名、本籍等を変更したとき。
- ・ 墓碑その他工作物を建設、改修しようとするとき。
- ・ 墓地に埋葬するとき。
- ・ 使用者が死亡したとき(名義変更されるとき)。

(3)その他(注意事項)

- ・ 墓地の使用は、使用許可を受けた方についてのみ、その使用を認めるものであり、他の方へ譲渡又は転貸することはできません。
- ・ 墓地を建立し納骨後でも、墓地申込書または使用許可申請書の内容に不正や不備等があったと判断した場合、使用者へ確認を行います。場合によっては貸出区画を返還いただく事もあります。
- ・ 清掃料の滞納、所在不明など管理運営に支障をきたす場合、使用許可を取り消し、返還いただくことがあります。